

業務の抜本見直し推進チームの開催について

〔 令和元年 6 月 25 日
内閣官房長官決裁 〕

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえ、全ての府省において既存業務の縮小・廃止、効率化をはじめとする業務の抜本見直しを推進するため、業務の抜本見直し推進チーム（以下「チーム」という。）を開催する。
- 2 チームの構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、業務の抜本見直しに関し優れた識見を有する者その他の関係者に出席を求めることができる。

顧問	内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略官
座長	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室室長代理 内閣官房内閣人事局人事政策統括官（人事行政担当） 内閣官房内閣人事局人事政策統括官（行政組織担当） 総務省行政管理局長

- 3 チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。